

## 加西市若者定住促進住宅補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、加西市に住宅を取得し居住する若者世帯等に対して、予算の範囲内において加西市若者定住促進住宅補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、子育て世帯等の定住人口の増加による地域の活性化を図ることを目的とし、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ及び浴室等を有する一戸建ての住宅（延べ面積が50平方メートル以上のものに限る。）、分譲共同住宅（専有部分の延べ面積が50平方メートル以上のものに限る。）又は兼用住宅（延べ面積の2分の1以上が自己の居住の用に供するための住居部分であり、かつ、住居部分の延べ面積が50平方メートル以上のものに限る。）で建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受けたものをいう。
- (2) 取得 住宅を新築又は購入し、所有権保存登記又は所有権移転登記をすることをいう。ただし、次の場合は建物を取得したとみなすこととする。
  - ア 借入時に建物の抵当権の登記を必要としない、又は建物の所有権を他に対抗する必要がない等の理由により、建物表示登記のみ実施し、所有権の保存登記をしていない（甲区の記載がない）場合
  - イ その他、総合的に判断して建物を取得したとみなすことが妥当な場合
- (3) 若者世帯等 補助金の交付申請者（以下「申請者」という。）とその配偶者の合計年齢が80歳以下（申請者が独身の場合は40歳以下）又は申請者自らの未就学の子どもを含む世帯のうち、取得した住宅に住民登録し、かつ、居住している世帯をいう。この場合において、合計年齢の算定及び未就学の子どもの年齢判定は、取得した住宅に対し、申請者を含む名義で初めて固定資産税が課税される年の1月1日をもって行うものとする。
- (4) 借入金 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する借入金又は債務をいう。
- (5) 住宅等の取得に係る借入金 工事請負契約書又は不動産売買契約書に記載されている住宅と土地の取得金額と、借入金額のいずれか少ない額をいう。ただし、専ら自己の居住の用に供さない部分がある場合においては、当該部分に係る借入金に相当する額を除くものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 若者世帯等に属する申請者を含む名義で、平成27年度以降に初めて固定資産税が課税される住宅を加西市内で取得した者であること。
- (2) 前号の住宅の取得に係る借入金があること。
- (3) その属する世帯の構成員全員が市税等を滞納していないこと。
- (4) その属する世帯の構成員全員が加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者及び世帯は対象としない。

- (1) 住宅等の取得又は改修等について、国、県及び市から同様の補助を受けた者が構成員に含まれる世帯
- (2) 公共補償等による新築及び増改築工事をする者が構成員に含まれる世帯

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅等の取得に係る借入金の額の5パーセントに相当する額又は50万円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定により算出した金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請及び決定)

第5条 申請者は、取得した住宅に対し、申請者を含む名義で初めて固定資産税が課税される年度に、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建物の登記事項証明書の写し
- (2) 金銭消費貸借契約書等の写し（借入金額を証する書類）
- (3) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し（住宅等の取得金額が分かるもの）
- (4) 平面図（延べ面積の分かるもの）
- (5) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付の可否を決定して、申請者に対して補助金交付（不交付）決定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金請求書により補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、指定された金融機関へ口座振込みにより行うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。ただし、災害その他特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定を受けた日から起算して5年を経過する日までの間に交付の対象である住宅を売渡し、又は居住しなくなったとき。

(3) 補助金の交付の決定を受けた日から起算して3年を経過する日までの間に交付の対象である住宅を他の用途に変更したことによって、補助対象となった住宅部分に変更が生じたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、建築基準法、都市計画法（昭和43年法律第100号）又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、交付決定の取消しを行ったときは、補助事業者に対して補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る認定について適用し、同日前の申請に係る認定については、なお従前の例による。